



茨城県報

第 2752 号

平成27年12月21日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定更新（障害福祉課）…………… 2
- 大規模小売店舗の変更の届出（2件）（中小企業課）…………… 2
- 道路の区域の変更（3件）（道路維持課）…………… 3
- 道路の供用の開始（3件）（道路維持課）…………… 5

公 告

- 公の施設の指定管理者の指定（つくば地域振興課）…………… 6
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（生活文化課）…………… 6
- 公の施設の指定管理者の指定（生活文化課）…………… 7
- 公の施設の指定管理者の指定（福祉指導課）…………… 7
- 公の施設の指定管理者の指定（子ども家庭課）…………… 7
- 公の施設の指定管理者の指定（障害福祉課）…………… 7
- 公の施設の指定管理者の指定（産業政策課）…………… 8
- 公の施設の指定管理者の指定（観光物産課）…………… 8
- 公の施設の指定管理者の指定（水産振興課）…………… 8
- 公共測量の実施（用地課）…………… 8
- 公の施設の指定管理者の指定（港湾課）…………… 9
- 公の施設の指定管理者の指定（公園街路課）…………… 9
- 公の施設の指定管理者の指定（下水道課）…………… 9
- 開発行為の工事完了（4件）（建築指導課）…………… 10
- 公の施設の指定管理者の指定（住宅課）…………… 11
- 公の施設の指定管理者の指定（病院局経営管理課）…………… 11
- 公の施設の指定管理者の指定（教育庁総務課）…………… 11
- 入札公告（2件）（管財課）…………… 11

(教 育 委 員 会)

- 公の施設の指定管理者の指定…………… 20

告 示

茨城県告示第1542号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成27年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0810101139	訪問介護事業所 ケアセンターR	茨城県水戸市平須 町1822番地の227 原口アパート2号	合同会社 大越 商会	茨城県水戸市平須 町1822番地の227	平成28年 2月1日	居宅介護 重度訪問介護

茨城県告示第1543号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成27年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社トライアルカンパニー

代表取締役 永 田 久 男

(2) 住所

福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアルつくば学園都市店

つくば市学園の森三丁目12番地6

(2) 変更した事項

大規模小売店舗の所在地

(変更前) つくば市葛城一体型特定土地区画整理事業施行地区内A29街区5画地 外

(変更後) つくば市学園の森三丁目12番地6

(3) 変更の年月日

平成26年6月28日

(4) 変更の理由

仮換地番からの所在地変更のため

3 届出年月日
平成27年12月7日

4 縦覧の場所
茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第1544号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成27年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社トライアルカンパニー

代表取締役 永 田 久 男

(2) 住所

福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアルつくば学園都市店

つくば市学園の森三丁目12番地6

(2) 変更しようとする事項

廃棄物等の保管施設の位置

(3) 変更の年月日

平成28年8月8日

(4) 変更の理由

新築工事に伴う変更のため

3 届出年月日

平成27年12月7日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第1545号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成27年12月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紅葉石岡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	摘要
小美玉市上玉里字上玉里2813番地先から 小美玉市上玉里字上玉里2463番1地先ま で	旧	最大 13.8 最小 13.0	183	
	新	最大 37.5 最小 13.2	183	現道拡幅

茨城県告示第1546号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成27年12月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 354号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	摘要
常総市水海道諏訪町字八幡東3221番8か ら 常総市新井木町字陣屋266番3地先まで	旧	最大 24.2 最小 10.7	1149	
	新	最大 56.9 最小 10.7	2105	区域除外及び 区域追加

茨城県告示第1547号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成27年12月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中里坂東線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
坂東市岩井字屋敷後533番1地先から 坂東市岩井字雨沼628番17地先まで	旧 (A)	メートル 最大 14.0	メートル 301	
		最小 9.4		
	新 (A)	最大 14.0	301	
		最小 9.4		
(B)	最大 28.4	346	区 域 追 加	
	最小 10.6			

茨城県告示第1548号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成27年12月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成27年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 紅葉石岡線
- 2 供用開始の区間 小美玉市上玉里字上玉里2813番地先から
小美玉市上玉里字上玉里2463番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成27年12月21日

茨城県告示第1549号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成27年12月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成27年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 竜ヶ崎潮来線
- 2 供用開始の区間 龍ヶ崎市大徳町字一区520番3から
龍ヶ崎市大徳町字下羽根木1100番4まで
- 3 供用開始の期日 平成27年12月25日

茨城県告示第1550号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成27年12月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成27年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 中里坂東線
- 2 供用開始の区間 坂東市岩井字屋敷後533番1地先から
坂東市岩井字雨沼628番17地先まで

3 供用開始の期日 平成27年12月21日

公 告

●公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定した。

平成27年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

公の施設の名称	指定管理者として指定したもの	指定の期間
つくば国際会議場	つくば市竹園二丁目20番3号 つくばコンgresセンター 代表団体 一般財団法人茨城県科学技術振興 財団 理 事 長 江崎 玲於奈	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成28年2月3日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成27年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成27年12月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 J I V E ' S

3 代表者の氏名

川和 哲也

4 主たる事務所の所在地

茨城県東茨城郡城里町大字下青山1023番地の3

5 定款に記載された目的

この法人は、茨城県城里町を拠点とし茨城県内から関東圏内に「豊かな自然があるふるさと」の素晴らしさを広く伝える為に、町おこし、地域特産物の発信、社会教育、健康増進に関する事業を行い、地域の活性化に寄与することを目的とする。

●公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定した。

平成27年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

公の施設の名称	指定管理者として指定したもの	指定の期間
茨城県立県民文化センター	水戸市千波町後川745番地 公益財団法人いばらき文化振興財団 理事長 安藤 博昭	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで

●公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定した。

平成27年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

公の施設の名称	指定管理者として指定したもの	指定の期間
茨城県総合福祉会館	水戸市千波町1918番地 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで

●公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定した。

平成27年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

公の施設の名称	指定管理者として指定したもの	指定の期間
茨城県立児童センター こどもの城	水戸市杉崎町1460番地 社会福祉法人茨城県社会福祉事業団	平成28年4月1日から 平成31年3月31日まで

●公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定した。

平成27年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

公の施設の名称	指定管理者として指定したもの	指定の期間
茨城県立点字図書館及び茨城県立 視覚障害者福祉センター	水戸市袴塚一丁目4番64号 社会福祉法人茨城県視覚障害者協会 会長 坂場 篤視	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで
茨城県立聴覚障害者福祉センター やすらぎ	水戸市住吉町349番地の1 一般社団法人茨城県聴覚障害者協会 会長 会沢 隆典	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで

●公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定した。

平成27年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

公の施設の名称	指定管理者として指定したもの	指定の期間
つくば創業プラザ	つくば市千現二丁目1番6 株式会社つくば研究支援センター	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで

●公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定した。

平成27年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

公の施設の名称	指定管理者として指定したもの	指定の期間
茨城県大洗マリントワー	東茨城郡大洗町磯浜町6881番地の275 大洗町 町長 小谷 隆亮	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで
茨城県立国民宿舎「鶴の岬」	水戸市笠原町978番25	平成28年4月1日から 平成38年3月31日まで
茨城県立カントリープラザ「鶴の岬」	公益財団法人茨城県開発公社 理事長 渡邊 一夫	

●公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定した。

平成27年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

公の施設の名称	指定管理者として指定したもの	指定の期間
波崎漁港海岸休憩施設	神栖市溝口4991番地5 神栖市 市長 保立 一男	平成28年4月1日から 平成31年3月31日まで

●公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 東海村
- 2 作業種類 公共測量
写真地図（レベル1,000 地上画素寸法：16cm）

- 3 作業期間 平成27年11月26日から平成28年3月31日まで
 4 作業地域 東海村全域

●公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定した。

平成27年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

公の施設の名称	指定管理者として指定したもの	指定の期間
鹿島港の魚釣園	日立市久慈町一丁目4番21号 株式会社HFC 代表取締役社長 五来 秀浩	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで
茨城港大洗港区の中央地区の港湾 環境整備施設（港中央公園に限 る。）	那珂郡東海村大字照沼字渚768番27 株式会社茨城ポートオーソリティ 代表取締役社長 楠田 幹人	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで
大洗マリーナ	那珂郡東海村大字照沼字渚768番27 株式会社茨城ポートオーソリティ 代表取締役社長 楠田 幹人	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで

●公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定した。

平成27年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

公の施設の名称	指定管理者として指定したもの	指定の期間
砂沼広域公園	下妻市本城町二丁目22番地 下妻市 市長 稲葉 本治	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで

●公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定した。

平成27年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

公の施設の名称	指定管理者として指定したもの	指定の期間
鹿島臨海都市計画下水道	神栖市大野原四丁目7番1号 鹿島都市開発株式会社 代表取締役社長 替地 享二	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで
那珂久慈流域下水道	水戸市堀町1163番地17 WA・KSK・BIOSグループ (代表団体) 株式会社ウォーターエージェンシー 茨城営業所 所長 根本 行夫	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで

~~~~~

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町大字長岡字矢頭3782番47

2 事業主の住所及び氏名

小美玉市西郷地863番地4

今 井 友 之

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくばみらい市弥柳字新田浦27番3, 同番4

2 事業主の住所及び氏名

つくばみらい市谷井田2449番地11

齋 賀 信 宏

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

桜川市岩瀬字御領684番6

2 事業主の住所及び氏名

桜川市西桜川三丁目33番地

田 所 千 弘, 田 所 浩 子

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡境町大字長井戸字中屋敷508番1, 同番2

2 事業主の住所及び氏名

猿島郡境町1104番地1 メゾン吉川103

栗 原 英 行

●公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定した。

平成27年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

公の施設の名称	指定管理者として指定したもの	指定の期間
県営住宅及び共同施設 (つくば市以外)	水戸市大町三丁目 4 番36号 一般財団法人茨城県住宅管理センター	平成28年 4 月 1 日から 平成33年 3 月31日まで
県営住宅及び共同施設 (つくば市内)	水戸市大町三丁目 4 番36号 一般財団法人茨城県住宅管理センター	平成28年 4 月 1 日から 平成33年 3 月31日まで

●公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定した。

平成27年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

公の施設の名称	指定管理者として指定したもの	指定の期間
茨城県立こども病院	東京都港区三田一丁目 4 番28号 社会福祉法人恩賜財団済生会 理事長 炭谷 茂	平成28年 4 月 1 日から 平成33年 3 月31日まで

●公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定した。

平成27年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

公の施設の名称	指定管理者として指定したもの	指定の期間
堀原運動公園	水戸市見和一丁目356番地の 2 公益財団法人茨城県体育協会	平成28年 4 月 1 日から 平成33年 3 月31日まで
笠松運動公園	水戸市見和一丁目356番地の 2 公益財団法人茨城県体育協会	平成28年 4 月 1 日から 平成33年 3 月31日まで
茨城県営ライフル射撃場	桜川市真壁町桜井1074番地 2 茨城県ライフル射撃協会	平成28年 4 月 1 日から 平成33年 3 月31日まで

●入札公告 (電子調達)

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成27年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

茨城県庁舎及びその敷地内で使用する電気 約14,522,000キロワット時の供給

(2) 購入物品の仕様

仕様書による

(3) 供給期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(4) 供給場所

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県庁舎敷地内

2 担当部局

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部管財課 電気保安担当

電話 029-301-2393

F A X 029-301-2398

3 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項若しくは第2項の規定による一般電気事業の許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業の届出を行っている者であること。
- (4) 1の(1)から(4)までの供給ができる能力を有する者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2の担当部局に紙入札方式参加承認願(様式第7号)を提出するものとする。

5 入札説明書の閲覧期間及び場所等

(1) 茨城県総務部管財課

ア 期間

入札公告の日から平成28年1月26日(火)までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、茨城県の休日定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

イ 場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県総務部管財課 電気保安担当

- (2) 入札説明書の交付を電子メールで希望する者は、(1)アの期間中に以下へその旨申請すること(様式任意)。

茨城県総務部管財課メールアドレス kanzai@pref.ibaraki.lg.jp

6 入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者(以下「競争入札参加者」という。)は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

ア 質問受付期間

公告の日から平成28年1月12日(火)午後5時まで。なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2の担当部局に同じ

ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスによる質問も認める。

- (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

平成28年1月19日(火)午後5時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)に入札説明書に定める書類を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限

平成28年1月26日(火)午後5時まで。なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

- (2) 提出方法

電子調達システムにより提出する。ただし、3メガバイトを超える添付書類については郵送又は持参による提出を認める。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参により提出すること。

- (3) 提出先

2の担当部局に同じ。

- (4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、平成28年1月29日(金)午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記6の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

- (1) 入札書の作成方法

入札書には、本県が提示する契約電力及び月ごとの予定使用電力量に対し、それぞれの契約希望単価を乗じて、また予定力率を考慮して計算した総価を記載しなければならない。なお、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は含めないものとし、入札書の別紙として算出の根拠となる計算書をあわせて提出すること。

(2) 入札書の提出方法

電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印のうえ封書にて、2の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に108分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額（1円未満の端数は切り捨て）を記載すること。

(3) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年2月3日（水）午後5時までにシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記2の担当部局に必着のこと。

(4) 開札日時及び場所

ア 日時

平成28年2月4日（木）午前10時30分

イ 場所

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県庁舎入札室2（行政棟1階）

9 入札保証金及び契約保証金

免除

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき

- (12) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2 の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

- (1) 再度入札は 1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否

要

15 詳細は入札説明書による。

16 その他

- (1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。
なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (4) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

- (5) この調達に係る平成28年度予算案が否決された場合は、本公告によって生じた一切の決定、権利及び義務は、効力を失う。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Electricity to be used in Ibaraki Prefectural Government Building 14,522,000kWh

(2) Time-limit for tender :

Mail delivery : 5 : 00 p.m. February 3, 2016

Hand delivery : 5 : 00 p.m. February 3, 2016

(3) Contact point for the notice :

Property Management Division, Department of General Affairs TEL 029-301-2393

Ibaraki Prefectural Government 978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken 310-8555

~~~~~

●入札公告 (電子調達)

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成27年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

茨城県三の丸庁舎及び各合同庁舎 計13施設で使用する電気 約4,913,600キロワット時の供給

(2) 購入物品の仕様

仕様書による

(3) 供給期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(4) 供給場所

茨城県三の丸庁舎及び各合同庁舎 計13施設

2 担当部局

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部管財課 電気保安担当

電話 029-301-2393

F A X 029-301-2398

3 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項若しくは第2項の規定による一般電気事業の許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業の届出を行っている者であること。
- (4) 1の(1)から(4)までの供給ができる能力を有する者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

#### 4 資料の提出, 入札及び通知の方法

この調達には、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2の担当部局に紙入札方式参加承認願(様式第7号)を提出するものとする。

#### 5 入札説明書の閲覧期間及び場所等

##### (1) 茨城県総務部管財課

###### ア 期間

入札公告の日から平成28年1月26日(火)までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、茨城県の休日(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

###### イ 場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県総務部管財課 電気保安担当

##### (2) 入札説明書の交付を電子メールで希望する者は、(1)アの期間中に以下へその旨申請すること(様式任意)。

茨城県総務部管財課メールアドレス [kanzai@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:kanzai@pref.ibaraki.lg.jp)

#### 6 入札説明書等に関する質問

##### (1) この入札に参加しようとする者(以下「競争入札参加者」という。)は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

###### ア 質問受付期間

公告の日から平成28年1月12日(火)午後5時まで。なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

###### イ 質問受付先

2の担当部局に同じ

###### ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスによる質問も認める。

##### (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

###### ア 日時

平成28年1月19日(火)午後5時まで

###### イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスにより回答する。

#### 7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)に入札説明書に定める書類を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

##### (1) 提出期限

平成28年1月26日(火)午後5時まで。なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

##### (2) 提出方法

電子調達システムにより提出する。ただし、3メガバイトを超える添付書類については郵送又は持参による提出を認める。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参により提出すること。

(3) 提出先

2の担当部局に同じ。

(4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、平成28年1月29日(金)午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記6の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(1) 入札書の作成方法

入札書には、本県が提示する契約電力及び月ごとの予定使用電力量に対し、それぞれの契約希望単価を乗じて、また予定力率を考慮して計算した総価を記載しなければならない。なお、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は含めないものとし、入札書の別紙として算出の根拠となる計算書をあわせて提出すること。

(2) 入札書の提出方法

電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印のうえ封書にて、2の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に108分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額(1円未満の端数は切り捨て)を記載すること。

(3) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年2月3日(水)午後5時までにシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記2の担当部局に必着のこと。

(4) 開札日時及び場所

ア 日時

平成28年2月4日(木)午前11時00分

イ 場所

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県庁舎入札室2(行政棟1階)

9 入札保証金及び契約保証金

免除

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札  
(免除された者は除く。)
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時まで電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

#### 11 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

#### 12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

#### 13 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

#### 14 契約書作成の要否

要

#### 15 詳細は入札説明書による。

#### 16 その他

- (1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約

の相手方が負担するものとする。

- (4) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875(直通)

- (5) この調達に係る平成28年度予算案が否決された場合は、本公告によって生じた一切の決定、権利及び義務は、効力を失う。

## 17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Electricity to be used in Ibaraki Sannomaru government building and each congruent government buildings  
(A total of 13 institutions) 4,913,600kWh

- (2) Time-limit for tender :

Mail delivery : 5 : 00 p.m. February 3, 2016

Hand delivery : 5 : 00 p.m. February 3, 2016

- (3) Contact point for the notice :

Property Management Division, Department of General Affairs TEL 029-301-2393

Ibaraki Prefectural Government 978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken 310-8555

~~~~~  
(教 育 委 員 会)

●公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定した。

平成27年12月21日

茨城県教育委員会教育長 小野寺 俊

公の施設の名称	指定管理者として指定したもの	指定の期間
茨城県水戸生涯学習センター	水戸市見和一丁目356番地の2 公益財団法人茨城県教育財団	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで
茨城県県北生涯学習センター	日立市末広町二丁目1番31号 特定非営利活動法人インパクト	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで
茨城県鹿行生涯学習センター 茨城県女性プラザ	水戸市見和一丁目356番地の2 公益財団法人茨城県教育財団	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで
茨城県県南生涯学習センター	水戸市緑町三丁目5番35号 特定非営利活動法人ひと・まちなつとわーく	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで
茨城県県西生涯学習センター	つくば市大角豆1744番地 特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで
茨城県立中央青年の家	水戸市見和一丁目356番地の2 公益財団法人茨城県教育財団	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで

公の施設の名称	指定管理者として指定したもの	指定の期間
茨城県立白浜少年自然の家	水戸市緑町三丁目 5 番 35 号 特定非営利活動法人ひと・まちなつとわーく	平成 28 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで
茨城県立さしま少年自然の家	水戸市見和一丁目 356 番地の 2 公益財団法人茨城県教育財団	平成 28 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで
茨城県立歴史館	水戸市見和一丁目 356 番地の 2 公益財団法人茨城県教育財団	平成 28 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は繰下発行) (金 3, 150円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)